

# 消費税及び地方消費税引上げに伴う料金改定のお知らせ

使用料・手数料への消費税及び地方消費税の適正転嫁を行うため、令和元年10月1日以降の使用に関わる料金を、下記の通り改定いたしますので、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## (2) 多治見市星ヶ台運動広場 現在料金

利用区分	専用利用料金 (午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)
入場料等を徴収しない場合	700円
入場料等を徴収する場合	2,100円

## 改定案

720円
2,160円

## (3) 多治見市旭ヶ丘運動広場 現在料金

利用区分	専用利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金(1時間までごとに)
A面	700円	1,750円
B面	590円	—

## 改定案

専用利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金(1時間までごとに)
720円	1,780円
610円	—

## (4) 多治見市営球場 現在料金

利用区分	専用利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金(1時間までごとに)	
入場料等を徴収しない場合	1,300円	3,910円	
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用		3,900円
	アマチュアスポーツ以外に利用		13,000円

## 改定案

専用利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金(1時間までごとに)
1,320円	3,980円
3,960円	
13,200円	

## (5) 多治見市滝呂球場 現在料金

専用利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)
760円

## 改定案

専用利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)
770円

## (6) テニスコート 現在料金

利用区分	専用利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金(1時間までごとに)	
1面につき	多治見市星ヶ台テニスコート 第1競技場	710円	410円
	多治見市星ヶ台テニスコート 第2競技場	490円	—
	多治見市脇之島テニスコート	710円	—
	多治見市共栄テニスコート	710円	310円

## 改定案

専用利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金(1時間までごとに)
730円	420円
500円	—
730円	—
730円	310円

## (7) 多治見市旭ヶ丘弓道場

### ア 専用利用料金

専用利用料金	
午前9時から午後5時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分につき	970円
午後5時から午後9時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分につき	1,510円

## 改定案

990円	1,540円
------	--------

### イ 個人利用料金

個人利用料金(1人1回)	回数利用券(11回分)
110円	1,100円

## 改定案

110円	1,100円
------	--------

## (8) 多治見市笠原梅平運動広場

利用区分	専用利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金(1時間までごとに)
A面	700円	—
B面	700円	2,050円

## 改定案

専用利用料金(午前6時から始まる1時間ごとの区分につき)	照明利用料金(1時間までごとに)
720円	—
720円	2,090円

## 5 附属設備利用料金

現在	改定案
附属設備利用料金 1件につき10,300円以内で市長が別に定める額	1件につき10,490円以内で市長が別に定める額

## 多治見市都市公園条例施行規則

### 附属設備利用料金

区分	単位	現在料金	改定案
写真判定システム	一式1回	10,290円	10,480円
競技用器具		3,090円	3,150円
サッカー器具		1,030円	1,050円
	多治見市星ヶ台競技場	1,030円	1,050円
放送設備	多治見市星ヶ台運動広場	510円	520円
	多治見市旭ヶ丘運動広場	510円	520円
	多治見市営球場	1,030円	1,050円

## ○ 運動場 (多治見市運動場の設置及び管理に関する条例)

### 別表(第10条関係)

区分	現在料金	改定案
多治見市北丘運動広場	700円	720円
多治見市市之倉運動広場	700円	720円
多治見市脇之島運動広場	700円	720円
多治見市笠原向島運動広場	700円	720円
多治見市笠原向島テニスコート	710円	730円

### 備考

2 多治見市笠原向島テニスコートの照明利用料金は1時間までごとに420円とする。